平成１７年度

東北運輸局交通環境対策アクションプラン

平成１７年６月

国土交通省

東北運輸局環境対策推進本部

まえがき

平成17年2月16日京都議定書が発効し、政府は4月28日京都議定書目標達成計画を定めました。目標達成計画では科学技術を活用した「環境保護と経済発展の両立」を柱に据え、地球温暖化防止対策に取り組むことを求めています。

運輸部門においても地球温暖化問題や大都市圏における大気汚染の社会問題が深刻化していることから環境にやさしい交通体系を確立することが急務となっています。

東北運輸局は局長を本部長とする東北運輸局環境対策推進本部において各年度における交通環境対策の具体的な取り組みを明らかにするため「交通環境対策アクションプラン」を作成し、発表しています。

この度、16年度の計画・達成状況を整理し、その評価をした上でこれらを反映して策定した17年度計画を総合的・具体的に取りまとめ「平成17年度交通環境対策アクションプラン」を作成しました。

17年度の主な取り組みは、

○「低公害車普及促進対策費補助制度」を活用した事業用低公害車の導入促進

○運輸関係事業者による「グリーン経営認証制度」の登録拡大

○「物流効率化推進事業費補助金」制度を活用したグリーン物流モデル事業の認定

○公共交通機関の利用促進を推進するための「公共交通利用推進等マネジメント協議会」の設置

○公共交通機関の利用促進を推進するためのＥＳＴモデル事業への支援

○ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーンの実施

○外航船の船主保険（ＰＩ保険）への加入確認

この中では、交通環境を巡る全国的課題について記述する他、東北地方の独自性や特色を反映させ、国及び自治体・事業者等の関係者が果たすべき役割についてもできる限り具体的に明記するため、可能な限り数値目標を導入するなど、客観性・透明性の確保に努めました。これまでのアクションプランとその評価については当局のホームページ（http://www.tht.mlit.go.jp/kk/kk-sub11.htm）上で公開しています。

東北運輸局はこれらの取り組みを中心として、積極的に産・官一体となって計画的かつ着実に施策を推進して参りますので、皆様のご理解とご協力の程、宜しくお願いします。

平成１７年６月

東北運輸局環境対策推進本部

目　　次

１．地球温暖化防止対策に対する取り組み　・・・・・・・・１
１．１自動車交通対策　・・・・・・・・１
（１）低公害車の普及　・・・・・・・・１
①東北ブロック低公害車導入等促進協議会の開催　・・・・・・・２
②東北地区エコ・トラック推進協議会の開催　・・・・・・・３
③東北運輸局庁用車の低公害車への代替　・・・・・・・４
④地方自治体等に対する低公害車の協力要請　・・・・・・・５
⑤事業用低公害車の導入及び支援措置　・・・・・・・６
⑥グリーン経営の推進　・・・・・・・７
（２）交通流対策　・・・・・・・９
①広域的な公共交通利用転換に関する実証実験への支援　・・・・・・・９
②時差通勤の推進　・・・・・・１０
③踏切道改良の推進　・・・・・・１１

１．２環境負荷の小さい交通体系の構築　・・・・・・・１２
（１）モーダルシフト・物流の効率化等　・・・・・・１２
①グリーン物流モデル事業の認定　・・・・・・１２
（２）公共交通機関の利用促進　・・・・・・１３
①公共交通活性化総合プログラムの推進　・・・・・・１３
②オムニバスタウン計画の推進　・・・・・・１６
③ＩＴを活用したデマンド型乗合タクシー導入の支援　・・・・・・１７
④ＥＳＴモデル事業への支援　・・・・・・１８
⑤鉄道利用の促進　・・・・・・１８
⑥バス利用の促進　・・・・・・１９
⑦公共交通利用推進等マネジメント協議会の設置　・・・・・・２０
⑧交通バリアフリー施策の推進　・・・・・・２０
⑨交通アドバイザー会議の開催　・・・・・・２２
１．３各界各層の取り組み　・・・・・・・２４

２．自動車等からの排出ガスによる大気汚染等の道路交通環境問題　・・・・・・・２６
２．１自動車単体対策　・・・・・・・２７
①ディーゼル黒煙グリーン・キャンペーンの実施　・・・・・・２７
②街頭検査の実施　・・・・・・２８
③オムニバスタウン整備総合対策事業補助によるＣＮＧバスの導入（前掲）　・・・・２９
④事業用低公害車の導入促進及び支援措置（前掲）　・・・・・・２９
⑤グリーン経営の推進（前掲）　・・・・・・２９
２．２交通流対策　・・・・・・・２９
①モーダルシフト（前掲）　・・・・・・２９

３．循環型社会の形成に向けた取り組み　・・・・・・・３０
（１）自動車リサイクル　・・・・・・３０
①自動車抹消登録業務によるリサイクルの実施の担保　・・・・・・３０
②自動車整備事業者における対応　・・・・・・３１
③環境に優しい自動車整備工場に対する顕彰制度の推進　・・・・・・３２
（２）ＦＲＰ船リサイクル　・・・・・・３２
①小型船舶の登録の適正な実施　・・・・・・３３
（３）グリーン経営の推進（前掲）　・・・・・・３３

４．海洋汚染防止対策・プレジャーボート関係環境対策　・・・・・・・３４
（１）海洋環境保全　・・・・・・３４
①外国船舶の監督（PSC）の強力な実施　・・・・・・３４
②外航船の船主責任（ＰＩ保険）への加入確認　・・・・・・３５
③危険物運搬船への立入り検査の強化　・・・・・・３５
（２）海洋汚染防止に関する周知・啓蒙　・・・・・・３６
①海洋汚染防止設備に関する国民の理解増進、周知・啓蒙の強力な実施　・・・・・・３６
②東北地区舟艇利用振興対策連絡会議の開催　・・・・・・３７
③「プレジャーボート何でも相談」窓口の設置　・・・・・・３８
④小型船舶の登録の適正な実施（前掲）　・・・・・・３８
⑤グリーン経営の推進（前掲）　・・・・・・３８

１．地球温暖化防止対策に対する取り組み

(国の動き)

平成17年2月16日京都議定書が発効し、政府は4月28日京都議定書目標達成計画を策定した。目標達成計画では科学技術を活用した「環境保護と経済発展の両立」を柱に据え、「省CO_2型交通システムのデザイン」として公共交通機関の利用促進、環境に配慮した自動車使用の促進、環境的に持続可能な交通（ＥＳＴ）の実現、「省CO_2型物流体系の形成」として荷主と物流事業者の協働による省CO_2化の推進、モーダルシフト、トラック輸送の効率化物流の効率化の推進といった施策の実現に向けた取り組みを求めている。

運輸部門は、我が国のCO_2排出量の約2割を占めており、そのうち約88%までが自動車起源である。計画では運輸部門における2010年度のCO_2排出量を2002年度実績と比較して約1100万トン削減することを目標としており、自動車交通対策、環境負荷の小さい交通体系の構築を積極的に推進していく必要がある。

1.1 自動車交通対策

(1) 低公害車の普及

(国の動き)

低公害車の開発・普及を促進するため、平成13年7月、国土交通省、経済産業省、環境省の3省で「低公害車開発普及ｱｸｼｮﾝﾌﾟﾗﾝ」を策定した。同ｱｸｼｮﾝﾌﾟﾗﾝでは、平成22年度までのできるだけ早い時期に1000万台以上の低公害車を普及させるとの数値目標を設定している。

自動車ｸﾞﾘｰﾝ税制の導入や低排出ｶﾞｽ車認定制度等により、低公害車は大幅に増加し、国土交通省は平成15年3月に1000万台以上の普及達成を平成17年度末までと大幅に目標時期を前倒ししたが、全国で新車登録車に占める割合は15年度上半期においては64.0%（約119万台）、15年度下半期においては66.5%（約139万台）16年度上半期においては67.4%（約121万台）が低公害車であり、順調に普及が進んでいる。

（参考）　東北ブロック低公害車保有台数（平成16年9月末現在）　（単位：台）

	電気	ﾒﾀﾉｰﾙ	CNG	ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ	ガソリン ※1	低公害車 合　計	登録車保有 台数　※2	低公害車 普及率%
青森県				1,191	60,546	61,737	585,650	10.54
岩手県	2			1,744	68,441	70,187	578,423	12.13
宮城県	6		146	3,500	154,242	157,894	1,025,629	15.39
秋田県	2		3	1,264	64,820	66,089	479,890	13.77
山形県			3	1,690	79,181	80,874	532,442	15.19
福島県	5	1	5	3,088	130,387	133,486	963,856	13.85
管内合計	15	1	157	12,477	557,617	570,267	4,165,890	13.69
全国合計	491	38	16,128	168,369	8,104,164	8,289,190	50,211,053	16.51

※1　低燃費かつ低排出ガス認定車（ハイブリッド車を除く）

※2　被けん引車、特種車、大型特殊車、二輪車、軽自動車を除く

施策名	大事項	1. 地球温暖化防止対策に対する取り組み	交通環境部 自動車交通部 自動車技術安全部
	中事項	1. 1自動車交通対策	
	小事項	（1）低公害車の普及	

① 東北ブロック低公害車導入促進等協議会の開催

東北運輸局が中心となり、管内の関係機関、地方自治体、運輸関係事業者団体等が参加して、平成14年6月24日に東北ブロック低公害車導入促進等協議会を設置した。協議会においては、参加機関の緊密な連絡協議を通じて、低公害車の導入促進等を図るとともに、運輸部門における環境対策及び省エネルギー対策等の推進を図ることとしている。

実施計画	
の平成17年度計画	● 同協議会で決定した平成17年度末までに85万台以上の導入目標の早期達成に努める。 ● 低公害車メールマガジン登録の呼びかけ・促進を、引き続き行う。 ● 関係機関・団体の低公害車導入計画の策定・推進を引き続き要請するとともに、各県における導入計画等の情報収集を行う。 ● 低公害車の普及促進に向け、広報、周知に努める。
の平成16年度計画	● 低公害車メールマガジン登録の呼びかけ・促進を、引き続き行う。 ● 関係機関・団体の低公害車導入計画の策定・推進を引き続き要請するとともに、各県における導入計画等の情報収集を行う。 ● 低公害車の普及促進に向け、広報、周知に努める。
の平成16年度達成状況	● 低公害車メールマガジン配信先数は、平成17年3月31日現在390名となった。 ● 関係機関・団体等に対し、低公害車の導入促進を、会議等の機会を利用して要請するとともに、局広報誌「交通運輸ネットワーク東北」に低公害車普及推進コーナーを設けるなど各種広報に努め、普及を促進した。 ● 低公害車の普及状況の情報提供を進めるため、東北運輸局において運輸関係の動向をまとめた統計資料「東北地方における運輸の動き」に県別低公害登録・保有台数を掲載し、普及状況をとりまとめ公表した。
の平成16年度評価	● 低公害車普及台数は、16年度上半期で57万台（普及率13.7%）と15年度上半期での39.7万台（普及率9.5%）と比べ、順調に増加している。 ● 低公害メールマガジンの発信先は、16年12月に各運輸支局を通して各県、関係団体、関係事業者、商工会議所等に対して登録を呼びかけたことにより15年度末の登録者313名と比べ約1.25倍に増加した。

施策名	大事項	1. 地球温暖化防止対策に対する取り組み	自動車交通部
	中事項	1. 1自動車交通対策	
	小事項	（1）低公害車の普及	

② 東北地区エコ・トラック推進協議会の開催

東北運輸局と管内各県トラック協会が共同で平成10年4月に設置。低公害タイプのトラックの導入、共同輸配送の促進、エコドライブの推進等を図り、もって環境にやさしいトラック事業の構築を図ることを目的として活動している。

実施計画	
平成17年度の計画	● 東北地区エコ・トラック推進協議会を開催し、低公害トラックの導入促進、エコ・ドライブの推進等について協議する。 ● 国の補助制度を活用して低公害車の導入を図る。
平成16年度の計画	● 東北地区エコ・トラック推進協議会を開催し、低公害トラックの導入促進、エコ・ドライブの推進等について協議する。 ● 低公害車の導入については、国の補助制度を活用して東北管内において20台の導入を目標とする。
平成16年度の達成状況	● 平成16年11月に東北地区エコ・トラック推進協議会を開催し意見交換を行った。低公害車の導入については、国の補助制度を活用して東北管内においてトラック１８８台を導入した。
平成16年度の評価	● 各県トラック協会の環境問題への取り組みは年々拡大し、補助制度を活用した低公害トラック導入目標２０台を大きく上回る１８８台を導入した。

施策名	大事項	1. 地球温暖化防止対策に対する取り組み	総務部
	中事項	1. 1自動車交通対策	
	小事項	（1）低公害車の普及	

③ 東北運輸局庁用車の低公害車への代替

政府は、総理の指示に従い、14年度以降3年間で原則として全ての一般公用車を「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）に基づく基本方針に従い、CNG自動車、メタノール自動車、ハイブリット自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車（☆☆☆）に切り替える。

実施計画	
の平成17年度計画	● 一般公用車の購入計画はないが、今後購入する際は低公害車とする。
の平成16年度計画	● 平成16年度は7台（ハイブリット車3台、超－低排出ガス車（☆☆☆）4台）を代替する。（低公害車導入率100%）
の平成16年度達成状況	● 平成16年度計画の7台は低公害車に代替した。
の平成16年度評価	● 東北運輸局（本局・支局・事務所）の公用車28台全てを低公害車へ切り替える計画は16年度をもって完了した。

施策名	大事項	１.地球温暖化防止対策に対する取り組み	交通環境部
	中事項	１．1自動車交通対策	
	小事項	（1）低公害車の普及	

④ 地方自治体等に対する低公害車導入の協力要請
地方自治体等に対して、環境性能の優れた自動車への切り替えを要請する。

実施計画	
の平成17年度計画	● 地方自治体に対し政府における一般公用車への切り替えを基本としつつ、利用者ニーズに応じて、「グリーン購入法」に基づく基本方針に適合する環境性能の優れた自動車への切り替えを要請する。 ● 地方自治体の低公害車の導入状況について、情報収集及び提供に努める。
の平成16年度計画	● 地方自治体に対し政府における一般公用車への切り替えを基本としつつ、利用者ニーズに応じて、「グリーン購入法」に基づく基本方針に適合する環境性能の優れた自動車への切り替えについて要請する。 ● 地方自治体の低公害車の導入状況について、情報収集に努める。
の平成16年度達成状況	● 地方自治体等に対する低公害車への切り替えについて、東北運輸局で開催する会議等の機会並びに国土交通省で配信している低公害車メールマガジンの地方自治体への購読拡大の依頼時に協力要請を行った。
の平成16年度評価	● 地方自治体等の財政状況は厳しく十分な成果は得られていない。 ● 引き続き低公害車の情報収集を行い、更に要請を行う必要がある。

施策名	大事項	１.地球温暖化防止対策に対する取り組み	自動車交通部 自動車技術安全部
	中事項	１．1自動車交通対策	
	小事項	（1）低公害車の普及	

⑤ 事業用低公害車の導入促進及び支援措置

バス利用促進等総合対策事業、公共交通移動円滑化施設整備事業、運輸低公害車導入促進助成金及び低公害車普及促進補助制度などの支援制度により、低公害バス、トラックの導入を促進する。

なお、低公害車普及促進補助制度は、平成15年度から補助対象地域を自動車NOx・PM法による規制対象地域（三大都市圏）の外にも拡大されるなどの制度拡充がなされ、低公害バス・低公害トラックを一定台数導入するバス・トラック事業者等に対し、地方公共団体等と協調して、当該車両購入費の一部（通常車体価格との差額の1/2又は1/4）を補助する。(2-2.1-④に掲載)。

実施計画	
平成17年度の計画	● 低公害バスの導入 オムニバスタウン整備総合対策事業補助による導入予定は以下のとおり。 CNGバス　仙台市交通局 4台 ● 低公害車トラックの導入 低公害車普及促進補助制度を活用し導入する。
平成16年度の計画	● 低公害バスの導入 オムニバスタウン整備総合対策事業補助による導入予定は以下のとおり。 CNGバス　仙台市交通局 4台 2台(大型ワンステップCNGスロープ付きバス) 2台(大型ノンステップCNGスロープ付きバス) ● 低公害車トラックの導入 「低公害車普及促進補助制度」を活用した導入予定は以下のとおり。 ハイブリット車　2台 低PM車　18台 ● CNGスタンドの整備 CNGスタンドの整備については、導入車両の増加にあわせて、関係機関及び事業者等に対し要請をする。 ※本年6月に「東北初の民営ガススタンド」が開業予定である。 新しいスタンド（㈱ウエキコーポレーション）については、佐川急便㈱東北支社（仙台市宮城野区福田町）敷地内に建設している。
平成16年度の達	● 低公害バスの導入 オムニバスタウン整備総合対策事業補助による導入実績は以下のとおり。 CNGバス　仙台市交通局　4台 2台(大型ワンステップCNGスロープ付きバス) 2台(大型ノンステップCNGスロープ付きバス) ● 低公害車トラックの導入 「低公害車普及促進補助制度」を活用した導入実績は以下のとおり。 ハイブリット車　５０台　ＣＮＧ車　２６台

成状況	低PM車　　７０台　　新長期車　４２台 ● CNGスタンドの整備 仙台市と会津若松市に開設
平成16年度の評価	● 低公害バスの導入 仙台市交通局はCNGバスを計画どおり４台導入した。 ● 低公害車トラックの導入 「低公害車普及促進補助制度」を活用し計画を上回り１８８台導入された。 ● CNGスタンドの整備 仙台市域以外に初めて民営スタンドが本格着工されたことにより、今後事業用低公害車導入が促進される

1-1.1-（1）⑥

施策名	大事項	**１.地球温暖化防止対策に対する取り組み**	交通環境部 企画振興部 自動車交通部 海事振興部
	中事項	**1．1自動車交通対策**	
	小事項	**（1）低公害車の普及**	

⑥ グリーン経営の推進

自動車関係（トラック、バス、ハイヤー、タクシー）、海事関係（旅客船、内航海運、港湾運送）及び倉庫関係のグリーン経営（環境負荷の少ない事業運営）推進マニュアルによりISOの認証取得が困難な運輸事業者のグリーン経営の推進を図る。

実　施　計　画

平成17年度の計画	● グリーン経営推進マニュアルの普及を図る。 講習会の開催などにより、グリーン経営推進マニュアルの普及を図り、認証登録事業者の拡大に努める。また、荷主に対しパンフレット等を活用し、導入推進のため協力を要請する。 ● グリーン経営を推進している事業者を積極的にホームページ、運輸局広報誌などで紹介するとともに、環境表彰の審査に際し推進状況を斟酌するなど、グリーン経営のより一層の普及・促進を図る。 ● トラック以外のバス・タクシー事業者等の認証取得を達成する。
平成16年度の計画	● グリーン経営推進マニュアルの普及を図る。 講習会の開催などにより、グリーン経営推進マニュアルの普及を図り、認証登録事業者の拡大に努める。また、荷主に対し導入推進のため協力を要請する。 ● グリーン経営を推進している事業者を積極的にホームページ、運輸局広報誌などで紹介するとともに、環境表彰の審査に際し推進状況を斟酌するなど、グリーン経営のより一層の普及・促進を図る。

<table>
<tr>
<td>平成16年度の達成状況</td>
<td>
● グリーン経営講習会開催状況
本省及び交通エコモ財団から講師を招き業種別に講習会を実施した。
<table>
<tr><td></td><td>海事関係</td><td>自動車関係</td></tr>
<tr><td>事業種別</td><td>倉庫業等</td><td>トラック</td></tr>
<tr><td>開催月日</td><td>7月13日</td><td>7月12日</td></tr>
<tr><td>受講者数</td><td>５６名</td><td>４９名</td></tr>
<tr><td>主 催</td><td>東北運輸局</td><td>山形運輸支局</td></tr>
</table>
※トラック協会主催による「グリーン経営講習会」開催状況
・青森県トラック協会（2月16日開催）５５名受講
・秋田県トラック協会（2月24日開催）７０名受講

● 荷主等への働きかけ
・「新規貸切バス事業者研修会」の場で、9月16日,17日に青森、秋田運輸支局において、合計３１社に対し説明会を実施。
・10月上旬から11月末にかけて管内のバス事業者８社、ハイタク事業者５社、大手トラック事業者６社及び荷主として商工会議所等５カ所に対して当局及び運輸支局担当者による働きかけを実施。
・東北冷蔵倉庫協会総会で説明を実施。（6月24日）
・秋田県冷蔵倉庫協会会議等で説明を実施。（3月3日）
● グリーン経営を推進している事業者として、認証された事業者をプレス発表及び当局ホームページで公表。また、運輸局広報誌等にも掲載。
● 新たに広報用パンフレットを作成配布した。
● 商工会議所等の「グリーン経営」に対して理解が得られ、秋田・山形・岩手の「協会広報誌」等に取り上げられた。
● 3月末現在、２５事業者（５３事業所）が認証登録されている（トラック）。
</td>
</tr>
<tr>
<td>平成16年度の評価</td>
<td>
● 認証では前年度４事業者（５事業所）と比較すると、事業者は６．３倍、事業所は１０．６倍となり、順調に普及が進んでいる。
● 様々な手段による広報活動が功を奏しつつある。
</td>
</tr>
</table>

施策名	大事項	１.地球温暖化防止対策に対する取り組み	企画振興部
	中事項	1．1自動車交通対策	
	小事項	（2）交通流対策	

① 広域的な公共交通利用転換に関する実証実験への支援

マイカーから公共交通への利用転換を促進してわが国のＣＯ$_2$排出量削減に貢献する新しい実証実験を支援する。

	実　施　計　画
の平成17年度計画	● 17年度についても「会津ぐるっとカード」実証実験及び空港からの「広域的な観光型乗合タクシー」による利用転換実証実験、仙台都市圏における総合的な交通改善等による公共交通利用転換・中心市街地活性化のための実証実験は行っていくことから、引き続いて支援していく予定である。
の平成16年度計画	●「ウィークデイ定期」の導入実証実験（秋田内陸縦貫鉄道（株）） （概要）秋田内陸縦貫鉄道において、週休２日制の普及による定期券の利用ニーズの変化を踏まえて、新たに利用日を月～金曜日に限定し割引率を高めた（現行の５／７）「ウィークデイ定期」を発売することなどにより、沿線の通勤・通学需要をマイカーから公共交通機関に転換することを目指すもの。 ●「会津ぐるっとカード」の実証実験（会津カード管理運営委員会） （概要）福島県会津地域において、地域内の鉄道・バスに利用できるフリー乗車券に、観光・宿泊施設の割引特典を組み合わせて、廉価（２日間有効で2,600円）で提供する「会津ぐるっとカード」を導入することにより、同地域を訪れる観光客の交通手段をマイカーから公共交通機関に転換することを目指すもの。 ● 空港からの「広域的な観光型乗合タクシー」による利用転換実証実験（秋田二次アクセスを進める会） （概要）秋田空港から主な観光地まで乗合による安価なジャンボタクシーを運行して、費用や時間の軽減を図り、空港を利用する観光客の利便性を向上させ、レンタカーや自家用車などの個別輸送からの利用転換を図るもの。 ● 仙台都市圏における総合的な交通改善等による公共交通利用転換・中心市街地活性化のための実証実験（仙台まるごとパス運営協議会） （概要）バスの行き先表示の改善や乗換情報の充実、廉価な鉄道・バスのフリー共通乗車券の発売、公共交通利用者に対する割引等の特典の付与等のソフト施策を総合的に展開することにより、公共交通を使いたくなる環境づくりを進め、仙台都市圏の交通手段を公共交通へ転換させるとともに、中心市街地活性化を図るもの。
の平成16年度達成状況	● 「ウィークデイ定期」の導入実証実験 ・平成16年4月1日～平成17年3月31日まで実施したが、通学用は1，643枚、通勤用は153枚を販売することができた。 ● 「会津ぐるっとカード」の実証実験 ・平成16年4月1日～平成17年3月31日まで実施したが、大人5，200枚、小児145枚を販売することができた。 ● 空港からの「広域的な観光型乗合タクシー」による利用転換実証実験 ・平成16年7月15日～平成17年3月31日まで実施したが、8月以降の利用者数に

	おいては前年度の6,504人から9,732人まで増加した。 ● 仙台都市圏における総合的な交通改善等による公共交通利用転換・中心市街地活性化のための実証実験 ・平成16年7月17日～平成17年3月31日まで実施したが、複数の公共交通機関を２日間フリー乗車できる「仙台まるごとパス」については、大人8,634枚、小児220枚を販売することができた。また、バス車両への系統番号の明示により、乗換間違えへの不安解消や国際化にも対応した。
の平評成価16年度	● 「ウィークデイ定期」の導入実証実験の効果 ・通勤者については、実験実施前（平成14年度）と比べて定期券購入者も輸送人員もともに1．5倍増加した。しかしながら高校生については、定期券購入者も輸送人員も約25%の減少が見られた。この原因は、実証実験そのものの不備というよりも少子化による高校生の大幅な減少が要因として考えられる。 ● 「会津ぐるっとカード」の実証実験の効果 ・夏までは大河ドラマ効果や昨年度からのＰＲの成果もあって、カードの販売枚数を順調に伸ばしていったが、9月に入って週末に幾度となく台風に襲われ、加えて10月23日に発生した中越地震の震源地とも県境を隔てて近いことから、秋の紅葉シーズンに観光客が大幅に減少し、販売枚数を思うように増やすことができなかった。 ● 空港からの「広域的な観光型乗合タクシー」による利用転換実証実験 ・実証実験によるＰＲの強化や乗合タクシー・宿泊施設などの予約が一元的に可能となるシステムの導入により、利用者が大幅に増加した。 ● 仙台都市圏における総合的な交通改善等による公共交通利用転換・中心市街地活性化のための実証実験 ・複数の公共交通機関を２日間フリー乗車できる「仙台まるごとパス」については、当初目標とした１万５千枚までは及ばなかったが、実験初年度でＰＲが行きわたらないなか、９千枚近くまで販売することができた。また、バス系統番号をバス車両やガイドマップに明示することにより、「初めて訪れた人」も乗り間違えの不安のない環境を整えることができた。

1-1.1-（2）②

施策名	大事項	１.地球温暖化防止対策に対する取り組み	交通環境部
	中事項	1．1自動車交通対策	
	小事項	（2）交通流対策	

② 時差通勤の推進

仙台都市圏においては、仙台地区時差通勤通学懇談会を開催し、約4万2千人が時差通勤通学を実施しているが、さらに、朝の通勤通学時間帯の交通混雑緩和を図るため、平成17年度までの協力目標人員を5万人とし、時差通勤通学を推進することとしている。

実施計画	
の平計成画17年度	● 18年3月の推進計画見直しを念頭に置いた時差通勤通学懇談会を開催する。 ● 民間事業者団体、民間企業、学校関係者、学校、国、県、市の機関を対象に協力要請書及びリーフレットを送付し、時差通勤通学実施の要請を行う。 ● 公共施設や駅等でリーフレットの配布を行い、時差通勤通学実施の啓発を行う。

の平計成画16年度	● 民間事業者団体、民間企業、学校関係者、学校、国、県、市の機関を対象に協力要請書及びポスター・リーフレットを送付し時差通勤通学実施の要請を行う。 ● 公共施設や駅等でリーフレットの配布、ポスターの掲示を行い、時差通勤通学実施の啓発を行う。 ● 時差通勤通学懇談会を開催し、アンケート結果の課題を整理する。
の平達成成16状年況度	● 東北運輸局の時差通勤を見直し、対象者の拡大を決定した。 ● 時差通勤通学懇談会を開催し、アンケート結果の課題を整理した。 ● アンケート未回答事業者等を対象にフォロー調査を行った。 ● 民間事業者団体、民間企業、学校関係者、学校、国、県、市の機関を対象に協力要請書及びリーフレットを送付し時差通勤通学実施の要請を行った。 ● 公共施設や駅等でリーフレットの配布を行い､時差通勤通学実施の啓発を行った。
の平評成価16年度	● アンケート未回答事業者等へのフォロー調査を行い、さらに実施状況の把握に努めた。 ● 個別の訪問はできなかったものの、懇談会を通じて協力を要請した。

1-1.1-（2）③

施策名	大事項	**1.地球温暖化防止対策に対する取り組み**	鉄道部
	中事項	**1. 1自動車交通対策**	
	小事項	**（2）交通流対策**	

③ 踏切道改良の推進

踏切道調整連絡会議等を開催し、鉄道事業者及び道路管理者との調整を図りながら、立体交差化等の踏切道の改良による道路交通の円滑化を推進する。

実施計画	
の平計成画17年度	● 踏切道調整連絡会議等を活用し、法指定及び立体交差化計画の具体化に向けて関係者間の調整を図る。 ・連続立体交差化計画 JR東日本 仙石線 多賀城駅周辺 除去踏切4箇所 ・単独立体交差化計画（工事施工中及び工事着手予定箇所） JR東日本 五能線 1箇所、花輪線 1箇所、北上線 1箇所、奥羽線 1箇所、米坂線 1箇所、磐越東線 1箇所
の平計成画16年度	● 踏切道調整連絡会議等を活用し、法指定及び立体交差化計画の具体化に向けて関係者間の調整を図る。 ・連続立体交差化計画 JR東日本 仙石線 多賀城駅周辺 除去踏切4箇所 ・単独立体交差化計画（工事施工中及び工事着手予定箇所） JR東日本 五能線 1箇所、花輪線 1箇所、北上線 1箇所、奥羽線 2箇所、米坂線 1箇所、常磐線 1箇所、磐越東線 1箇所

の平成16年度達成状況	● ＪＲ東日本仙石線の連続立体交差計画は、16年10月に工事着工となった。 ● 単体立体交差化計画については、奥羽線1箇所、常磐線１箇所が完了した。
の平成16年度評価	● ＪＲ東日本仙石線の連続立体交差計画は、工事着手となったことから平成23年度の完成に向けて徐々に進んでいる。 ● 単独立体交差化計画は、既存踏切の除去について利用者の抵抗が大きい箇所もあるが、関係者の努力により着実に進められている。

1．2 環境負荷の小さい交通体系の構築
（1） モーダルシフト・物流の効率化等

1-1.2-（1）①

施策名	大事項	１.地球温暖化防止対策に対する取り組み	企画振興部 鉄道部 海事振興部
	中事項	1．2環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（1）モーダルシフト・物流の効率化等	

① グリーン物流モデル事業の認定
「物流効率化推進事業費補助金」制度を活用し、荷主と物流事業者が連携・協働することにより、CO_2排出量削減を図るべく物流システムの改善に向けた先進的で産業横断的な取り組みを支援し、普及・拡大を促進させる。

実施計画	
平成17年度の計画	● 今年度から「グリーン物流パートナーシップ会議」を通じた新たな枠組みによる補助制度により、先進的なモデル事業に対して集中的な支援を行うこととなったことから、グリーン物流パートナーシップ会議の趣旨、関連施策等について、荷主企業・物流事業者等に対し積極的に広報を行うとともに、先進的なモデル事業の発掘及び支援を行う。 ● 東北におけるグリーン物流を推進するため、東北経済産業局と連携して「グリーン物流パートナーシップ東北地方協議会（仮称）」を設置し、荷主企業・物流事業者等の協働によるモーダルシフトや物流効率化を推進する。
平成16年度の計画	● 平成15年度より、新しい補助制度として独立した、「環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験補助制度」を活用し、荷主・物流事業者等の関係者が協調・連携して取り組む、幹線物流におけるモーダルシフト実験を支援する。 ● 「環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験補助制度」について、関係団体、荷主・物流事業者等に対する広報・周知を図るとともに、募集を行なう。 ● 当局「出前講座」を活用し、関係団体、荷主・物流事業者等を対象としたモーダルシフトセミナー等の開催により、実証実験補助制度について広報・周知を図るとともに荷主企業等のモーダルシフト意識の高揚を図る。 ● 15年度から実施した「モーダルシフト等事例公表制度」を実施し、特に優れた内容を有する事例については表彰を行う。

平成16年度の達成状況	● 東北運輸局管内の荷主・物流事業者から申請のあった下記実証実験実施計画が認定を受けた。 ・仙台～大竹間 ＩＳＯタンクコンテナによる鉄道活用実証実験 ・仙台～東広島市間のトラック長距離輸送を鉄道輸送に転換し、環境負荷の低減を図る。 申請者：三徳化学工業㈱、日本通運㈱、日本貨物鉄道㈱ 輸送品目・量：化学品（過酸化水素） ７４０トン/年 ・山形～九州間 鉄道活用実証実験 米沢～福岡・北九州市間のトラック長距離輸送を鉄道輸送に転換し、環境負荷の低減を図る。 申請者：㈱旭硝子ファインテクノ、エイジー物流㈱、米沢合同運送㈱、日本貨物鉄道㈱ 輸送品目・量：液晶用ガラス基板 ４，４００トン/年 ● 青森で開催された鉄道貨物協会セミナーに講師として出席し、荷主・物流事業者等参加者約４０名に対し、モーダルシフトの必要性、環境規制の動向、実証実験補助制度の概要等について説明を行った。 ・トラック関係では、仙台で開催された東北郵便専用自動車協会の研修に講師として出席し、トラック事業者約３０名に対し、17年度から実施予定のグリーン物流パートナーシップ会議の趣旨、関連施策等について説明を行った。
平成16年度の評価	● 環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験では、２件とも国庫補助金交付対象実証実験として認定を受け、補助金が交付された。 また、既に実証実験が開始されており、CO_2排出量の削減が図られている。 ● 鉄道貨物関係セミナーやトラック事業者研修等において環境規制の動向や実証実験補助制度の概要、17年度から実施されるグリーン物流パートナーシップ会議の概要説明等を行ったことにより、モーダルシフトの推進等環境問題に対する関心・意識の高揚が図られた。 ● 15年度から取り組んだ「モーダルシフト等事例公表制度」を実施し、特に優れた内容を有する事例については表彰を行う計画であったが、新たなスキーム「グリーン物流パートナーシップ会議」による補助制度が実施されることとなったため、事例公表制度についてもそのあり方を含め再検討する必要がある。

1-1.2-（2）①

施策名	大事項	**１.地球温暖化防止対策に対する取り組み**	企画振興部 交通環境部 自動車交通部
	中事項	**1. 2環境負荷の小さい交通体系の構築**	
	小事項	**（2）公共交通機関の利用促進**	

① 公共交通活性化総合プログラムの推進

公共交通機関に関する課題や実施を要するプロジェクトについて、東北運輸局が中心となって、関係者のコンセンサスの下で、解決や実施に向けた具体的方策を策定する。

実施計画	
	● 津軽地域における冬季観光振興と連携した公共交通活性化プロジェクト ・オフシーズン（冬期間）における観光客誘客促進による公共交通活性化策の検討 ● ＩＧＲいわて銀河鉄道の新駅設置に伴うバス路線の再編等による公共交通活性化プロジェクト

平成17年度の計画	・新駅開業に対応した新しい地域の公共交通網の構築 ● 過疎地における生活支援輸送とからめた生活交通体系の構築による公共交通活性化プロジェクト ・過疎地における生活支援輸送とからめた有償ボランティア輸送導入の検討 ● 大河ドラマ「義経」放映を活用した観光交通活性化プロジェクト ・大河ドラマを契機とした観光交通需要の拡大に伴う観光施設への公共交通アクセス整備と周辺観光地との公共交通による広域ネットワークの形成についての検討 ● ＪＲ仙山線を活用した仙台都市圏交通改善・仙山圏交流促進プロジェクト ・ＪＲ仙山線と仙台空港アクセス鉄道との直通化やシームレスな乗り継ぎの実現などの検討 ● プロ野球新球団創設に伴うフルキャストスタジアム宮城周辺の混雑緩和のための公共交通活性化プロジェクト ・プロ野球観戦客の円滑なアクセスの確保、球場周辺の交通混雑回避に向けた施策の検討 ● 庄内地域における高速バス活性化プロジェクト ・高速バス停からのシームレスな乗り継ぎを促進するための施策の検討 ● 観光交流空間づくりモデル事業選定地域「いわき市」を中心とした地域交通の再編・活性化プロジェクト ・観光交流空間づくりモデル事業選定地域である「いわき市」において公共交通の活性化を図りつつ広域での観光振興を検討 ● 会津鉄道再活性化プロジェクト ・周辺観光地へのアクセス性改善による会津鉄道の利用活性化方策の検討 ・野岩鉄道等との連携強化による首都圏からの時間短縮の検討
平成16年度の計画	● 三陸地域の海洋観光振興と連携した公共交通活性化プロジェクト ・ 三陸地域の公共交通の活性化 ● 仙台都市圏及び広域都市間公共交通活性化プロジェクト（仙山線機能強化関係・仙台空港アクセス鉄道機能強化関係） ・ 仙山線機能強化、空港アクセス鉄道の機能強化 ● 仙台都市圏及び広域都市間公共交通活性化プロジェクト（公共交通機関連携強化関係） ・ 仙台都市圏における公共交通機関相互の連携強化 ● 物流効率化等に向けたJR貨物宮城野駅の物流機能の抜本的改良に関するプロジェクト ・物流効率化の観点からJR貨物宮城野駅の望ましいあり方についての調査検討 ● 秋田空港における空港アクセス活性化プロジェクト ・空港等からのアクセス改善による広域観光ネットワーク構築の検討 ● 山形県における高齢者ボランティアを活用した地域バス活性化プロジェクト ・高齢者ボランティアを活用したデマンド乗合による地域バスの検討 ● スキー場アクセス活性化プロジェクト ・スキー場再活性化のための実証実験の実施 ● ゲートウエイ空港を起点とした広域バスアクセスの導入による公共交通の活性化 ・ゲートウエイ空港から需要の見込まれる観光地へのバスアクセスの改善 ● 会津鉄道再活性化プロジェクト ・会津鉄道の高速化及び首都圏からの直通化についての検討 ● 仙台駅周辺の乗り場改善等による高速バスネットワーク活性化プロジェクト ・高速バス乗り場の再編及び利便性向上方策の検討
平成16	● 三陸地域の海洋観光振興と連携した公共交通活性化プロジェクト ・三陸地域の複数の公共交通機関をフリー乗車でき、宿泊、観光施設等において割引特典が受けられるカードの企画・提言 ● ＪＲ仙山線を活用した仙台都市圏交通改善・仙山圏交流促進プロジェクト

年度の達成状況	・仙台空港及び仙台空港アクセスに関する現状把握 ・他の地方空港のアクセス鉄道に関する情報収集及び事例調査の実施 ● 仙台都市圏の公共交通機関連携による利便性向上・公共交通活性化プロジェクト ・ＪＲ、地下鉄、バスの共通フリー乗車券「仙台まるごとパス」の導入 ● 物流効率化等に向けたＪＲ貨物宮城野駅の物流機能の抜本的改良に関するプロジェクト ・ＪＲ貨物宮城野駅の施設設備等による改良効果の検討 ● 秋田空港における空港アクセス活性化プロジェクト ・空港型・観光型乗合タクシーの推進 ● 山形県における高齢者ボランティアを活用した地域バス活性化プロジェクト ・高齢者ボランティアを活用したデマンド乗合による地域バスの検討 ● スキー場アクセス活性化プロジェクト ・スキー場再活性化のための実証実験の実施 ● ゲートウエイ空港を起点とした広域バスアクセスの導入による公共交通の活性化 ・ゲートウエイ空港から需要の見込まれる観光地へのバスアクセスの改善 ● 会津鉄道再活性化プロジェクト ・会津鉄道の高速化及び首都圏からの直通化についての検討 ● 仙台駅周辺の乗り場改善等による高速バスネットワーク活性化プロジェクト ・仙台市中心部における乗合バスの路上駐停車防止に関する調査の実施
平成16年度の評価	● 三陸地域の海洋観光振興と連携した公共交通活性化プロジェクト ・複数の公共交通機関をフリー乗車でき、宿泊、観光施設等において割引特典が受けられるカードの導入について、行政・交通事業者・商工・観光団体が一体となって協議し、企画商品造成に向けた検討を行うことができた。 ● ＪＲ仙山線を活用した仙台都市圏交通改善・仙山圏交流促進プロジェクト ・仙台空港及び仙台空港アクセスに関する現状把握ができ、今後仙台空港の広域利用促進の検討に役立てることが可能となった。 ● 仙台都市圏の公共交通機関連携による利便性向上・公共交通活性化プロジェクト ・地域のみの努力では実現が困難であったＪＲ、地下鉄、バスの共通フリー乗車券「仙台まるごとパス」の導入を実現することができた。（平成16年7月17日販売開始） ● 物流効率化等に向けたＪＲ貨物宮城野駅の物流機能の抜本的改良に関するプロジェクト ・ＪＲ貨物宮城野駅の具体的な改良計画を検討し、その整備可能性と評価を行い、現状の非効率性を解消してモーダルシフト促進に資するための方向性を示すことができた。 ● 秋田空港における空港アクセス活性化プロジェクト ・秋田空港での広域的な観光型乗合タクシーの導入により、同様に観光資源を多く抱えつつも二次アクセスが不足している他の地方空港に対する先進事例として提示することができた。 ● 山形県における高齢者ボランティアを活用した地域バス活性化プロジェクト ・各種マニュアルを整備し、無償によるボランティア輸送の実証実験などを行って検証することにより、今後東北各地においても導入の検討が予想される過疎地有償ボランティア輸送の課題等を整理することができた。 ● スキー場アクセス活性化プロジェクト ・交通事業者、旅行代理店、スキー事業者、用具販売事業者などの多種な業種とのコラボレーションによる新たな企画商品を造成し、実証実験による検証を経て、今後のスキー場再活性化策に役立てることができた。 ● ゲートウエイ空港を起点とした広域バスアクセスの導入による公共交通の活性化 ・ゲートウエイ空港から需要の見込まれる観光地への新たなルートの開拓など、

	空港からのバスアクセス改善を図り、低迷している西日本等からの誘客促進につながる方策を提言することができた。 ● 会津鉄道再活性化プロジェクト ・首都圏観光客に対する会津鉄道利用動向や意向把握調査を実施することにより会津鉄道の利用条件を把握するとともに、その条件の一つである所要時間短縮のための費用対効果を分析して今後の会津鉄道の高速化工事に向けた基礎資料とすることができた。 ● 仙台駅周辺の乗り場改善等による高速バスネットワーク活性化プロジェクト ・調査結果が始発停留所見直しによる仙台駅東口バスプールの活用促進を検討するにあたっての判断材料となる資料として活用された。

1-1.2-（2）②

施策名	大事項	**1.地球温暖化防止対策に対する取り組み**	自動車交通部
	中事項	**1．2環境負荷の小さい交通体系の構築**	
	小事項	**（2）公共交通機関の利用促進**	

② オムニバスタウン計画の推進

オムニバスタウン計画は、「人・まち・環境にやさしい」というバスの社会的意義を最大限に発揮したまちづくりに向けての市町村の取組みを促進し、自動車事故、渋滞、環境悪化等地域の自動車交通が抱える諸問題の解決を図ろうとするものであり、国土交通省が警察庁と連携して支援している。

東北運輸局管内では、盛岡市（平成12年2月）及び仙台市（平成14年3月）がオムニバスタウンの指定を受けており、オムニバスタウン事業の一環として以下の事業を実施する。

実施計画	
平成17年度の計画	● 仙台市オムニバス計画の実施：バスロケーションシステム車載器（800台）、大型ノンステップスロープ付きバス（9台）、大型CNGワンステップCNGスロープ付きバス（4台）、大型ワンステップスロープ付きバス（8台）、バス停留所・待合所整備（12箇所）、デジタル行先表示器（50台）、デジタル放送装置（7台）を導入予定
平成16年度の計画	● 「全国オムニバスサミットinもりおか」を開催（盛岡市：10月7日～8日） ● 仙台市オムニバス計画の実施：バスロケーションシステム整備事業、PTPS整備事業（バス車載器289基設置）、大型ノンステップスロープ付きバス（6台）、大型CNGノンステップスロープ付きバス（2台）、大型ワンステップCNGスロープ付きバス（2台）、大型ワンステップスロープ付きバス（8台）、バス停留所・待合所整備（15箇所）、デジタル行先表示器（10台）、デジタル放送装置（55台）を導入。
平成16年	● 「全国オムニバスサミットinもりおか」を開催（盛岡市：10月7日～8日） ● 仙台市オムニバス計画の実施：バスロケーションシステム整備事業、PTPS整備事業（バス車載器289基設置）、大型ノンステップスロープ付きバス（10台）、大型CNGノンステップスロープ付きバス（2台）、大型ワンステップCNGスロープ付き

度の達成状況	バス（2台）、大型ワンステップスロープ付きバス（8台）、バス停留所・待合所整備（15箇所）、デジタル行先表示器（10台）、デジタル放送装置（55台）を導入。
平成16年度の評価	●盛岡市：「全国オムニバスサミットinもりおか」のシンポジウムを開催し、人、まち、環境に優しいバス交通の再生に向けて、オムニバスタウン計画の問題点と解決策や都市交通としてのバスの可能性等について議論した。 ●仙台市：大型ノンステップスロープ付きバス4台であった計画を4台増やし8台導入し利用者の利便を図った

1-1.2-（2）③

施策名	大事項	**１.地球温暖化防止対策に対する取り組み**	交通環境部 企画振興部
	中事項	**1．2環境負荷の小さい交通体系の構築**	
	小事項	**（2）公共交通機関の利用促進**	

③ ＩＴを活用したデマンド型乗合タクシー導入の支援

利用需要に柔軟に対応するＩＴを活用したデマンド交通システムの導入を促進し、利便性向上による公共交通の利用促進を図る。

実　施　計　画

平成17年度の計画	● 昨年度実施した「ＩＴを活用したデマンド型乗合タクシーの導入事例分析調査」を活用し今後導入を検討する自治体の支援に努める。 なお、さらに新しい支援方策を検討する。
平成16年度の計画	● デマンド型乗合タクシー導入のための補助制度が無いため、個々の事案ごとの支援は困難であるが、先進地域の取り組み等を調査分析し、その成果を活用し今後導入を検討する自治体の支援に努める。
平成16年度の達成状況	● 先進地域の取り組み等について「ＩＴを活用したデマンド型乗合タクシーの導入事例分析調査」を実施した。

の平評成価16年度	● 今後導入を検討する自治体を支援するにあたって活用するため、先進地域の取り組み等を調査し「ＩＴを活用したデマンド型乗合タクシーの導入事例分析調査」を作成し管内の全自治体に送付した。

1-1.2-（2）④

施策名	大事項	１.地球温暖化防止対策に対する取り組み	交通環境部 企画振興部
	中事項	1．2環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2）公共交通機関の利用促進	

④ ＥＳＴモデル事業への支援

地域において環境的に持続可能な交通等を実現しようとする先導的取組みに対し集中的な支援を行うことにより先進事例を全国展開することにより我が国全体の環境取組みの強化を図る事業である。

実　施　計　画

の平計成画17年度	● 公共交通関係では仙台市がモデル事業実施地域に選定された。モデル事業に積極的に参画し、事業推進の円滑化に努める。 ● 平成18年度事業に備えた案件発掘に努める。

1-1.2-（2）⑤

施策名	大事項	１.地球温暖化防止対策に対する取り組み	鉄道部
	中事項	1．2環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2）公共交通機関の利用促進	

⑤ 鉄道利用の促進

環境負荷の小さい鉄道に対する関心を高め、その利用の促進を図る。

実　施　計　画

の平計成画17年度	● 平成17年10月2日にJR貨物「宮城野駅」構内で各鉄道事業者の協力を得ながら、「鉄道フェスティバルin東北」を開催する。 ● 鉄道に関する風景をテーマとした「東北の鉄道の風景フォトコンテスト」の実施を検討している。
の平計成画16	● 平成16年10月3日にJR貨物「宮城野駅」構内で各鉄道事業者の協力を得ながら、「鉄道フェスティバルin東北」を開催する。 ● 「東北の駅100選」に関連した「クイズラリー」や「デジカメ川柳コンテスト」

年度	等の実施を検討している。
の平成16年度の状況	● 平成16年10月3日に「鉄道の日」の記念行事としてJR貨物「宮城野駅」構内で「鉄道フェスティバルin東北」を開催した。各鉄道事業者がそれぞれ工夫し、鉄道パネルや鉄道模型ジオラマの展示、鉄道グッズの展示・販売、各鉄道沿線の観光ＰＲ・物産の販売、機関車の展示等の他、津軽三味線の演奏会等のイベントも行われ、地域住民や鉄道ファン等訪れた多くの方々の鉄道に対する関心を高めた。 ● 平成16年7月から11月までホームページ「東北の駅100選」を基にした「東北の駅100選クイズラリー」及び「デジカメ川柳コンテスト」実施し、多くの方々の鉄道に対する関心を高めた。
の平成16年度評価	● ＪＲ貨物東北支社のイベントと共催した10月3日の「鉄道フェスティバルin東北」には、雨の天候にも拘わらず約2万人の来場をいただき、鉄道への関心を高めることができた。 ● 「東北の駅100選クイズラリー」への応募数は約1，200件あったが、残念ながら「デジカメ川柳コンテスト」への応募はなかった。また、ホームページ「東北の駅100選」へのアクセス件数は、応募期間中の7月から11月までで約33，000件を数えた。

1-1.2-（2）⑥

施策名	大事項	**１.地球温暖化防止対策に対する取り組み**	自動車交通部
	中事項	**1．2環境負荷の小さい交通体系の構築**	
	小事項	**（2）公共交通機関の利用促進**	

⑥ バス利用の促進

バス利用促進等総合対策事業、公共交通移動円滑化施設整備事業の助成制度を活用したノンステップバス等の導入、コミュニティバスの運行等によりバス利用の促進を図る。

実施計画	
平成17年度の計画	● コミュニティバス実証実験（南部バス㈱、二戸市） ● 仙台オムニバスタウン計画の実施（仙台市交通局・宮城交通・宮交大崎バス） 内容は、②オムニバスタウン計画の推進にて記載 ● ノンステップバスの盛岡市内導入（岩手県交通１台）
平成16年度の計画	● コミュニティバス実証実験（南部バス㈱、山形市及び二戸市） ● デジタル行先表示器設置事業（八戸市交通部） ● 「全国オムニバスサミットinもりおか」を開催（盛岡市） ● 仙台オムニバスタウン計画の実施（仙台市交通局・宮城交通）（内容は、②オムニバスタウン計画の推進にて記載）。

の平成16年度達成状況	● コミュニティバス実証実験（南部バス㈱、山形市及び二戸市） ● デジタル行先表示器設置事業（八戸市交通部） ● 「全国オムニバスサミットinもりおか」を開催（盛岡市） ● 仙台オムニバスタウン計画の実施（仙台市交通局・宮城交通）（内容は、②オムニバスタウン計画の推進にて記載）。 ● ノンステップバスの導入（青森市交通部２台）
平成16年度の評価	● バス利用促進等総合対策事業、公共交通移動円滑化施設整備事業の助成制度を活用したノンステップバス等の導入、コミュニティバスの運行等によりバス利用の促進を図った。

1-1.2-（2）⑦

施策名	大事項	１.地球温暖化防止対策に対する取り組み	交通環境部 企画振興部
	中事項	1．2環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2）公共交通機関の利用促進	

⑦ 公共交通利用推進等マネジメント協議会の設置

京都議定書に基づくCO_2排出削減達成にむけて運輸部門からの排出量抑制についての努力が求められており、運輸部門からのCO_2排出者の約２分の１が自家用自動車によるものであり、そのうちの大半が通勤、業務、買物等の事業活動に起因するものであることを踏まえ、公共交通機関等への転換等を図る。

実施計画	
の平成17年度計画	● 「東北地方公共交通利用推進等マネジメント協議会」を設立して東北経済産業局が主催する「東北地域・エネルギー温暖化対策推進会議」と連携しつつ、具体的施策を協議する。

1-1.2-（2）⑧

施策名	大事項	１.地球温暖化防止対策に対する取り組み	交通環境部
	中事項	1．2環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2）公共交通機関の利用促進	

⑧ 交通バリアフリー施策の推進

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」に基づく、市町村の基本構想策定等を支援するとともにバリアフリー

教室を開催するなどして、交通バリアフリー施策を推進する。

実　施　計　画	
平成17年度の計画	● バリアフリーリーダーの育成・選定 運輸局において委員会を設置し、障害者同士の意見調整に実績のある方、市町村・事業者との利害関係の調整に実績のある方を選定・登録。 基本構想策定協議会等への積極的な関与や交通バリアフリー教室等の各種バリアフリーイベントへの参加により、その重要性の普及啓発を促進する。 ● 交通バリアフリー教室の実施 管内においては、小学生を主な対象としていたが、対象者を交通事業者や観光事業者等に拡大し10カ所程度で実施予定。 ● 交通バリアフリープロモーター派遣 鉄道駅等の利用者の多い地域及び福祉施設や公共施設が比較的多く存在する地域に運輸局・運輸支局から担当職員を派遣し基本構想策定の促進を図る。 ● 基本構想策定協議会等への参加 地方自治体が設置した基本構想策定協議会等に運輸局・運輸支局から委員等を派遣し支援する。 ● 東北地方交通バリアフリー法関係地方機関連絡会議の開催 国のブロック機関及び地方自治体（各県及び仙台市）が交通バリアフリー施策を推進するため、必要な事項の検討、情報交換等を行う。 ● 交通バリアフリー化促進バーチャル協議会 本省及び運輸局からのバリアフリー情報等を東北ブロックの協議会メンバーあてメール配信するとともに、バリアフリー関連情報共有化を図るため、協議会メンバーへ積極的に働きかける。 ● バリアフリー化緊急改善プロジェクト わずかな改修等を実施することにより移動円滑化基準に適合することとなる施設を選定し、施設のチェック、改善点についての処方箋を作成し、具体的な取り組みについて検討することにより、基準に適合する施設整備の加速化を図る
平成16年度の計画	● 東北地方交通バリアフリー法関係地方機関連絡会議の開催 国のブロック機関及び地方自治体（各県及び仙台市）が交通バリアフリー施策を推進するため、必要な事項の検討、情報交換等を行う。 ● 交通バリアフリー化促進バーチャル協議会 本省及び運輸局からのバリアフリー情報等を東北ブロックの協議会メンバーあてメール配信するとともに、バリアフリー関連情報共有化を図るため、協議会メンバーへ積極的に働きかける。 ● 交通バリアフリープロモーター派遣 鉄道駅等の利用者の多い地域及び福祉施設や公共施設が比較的多く存在する地域に本局・運輸支局から担当職員を派遣し基本構想策定の促進を図る。 ● 基本構想策定委員会等への参加 地方自治体が設置した基本構想策定委員会等に運輸局・運輸支局から委員等を派遣し支援する。 ● バリアフリー化緊急改善プロジェクト わずかな改修等を実施することにより移動円滑化基準に適合することとなる施設を選定し、運輸局職員、身体障害者等による施設のチェック、改善点についての処方箋を作成する。また、関係者からなる協議会を設け、具体的な取り組みについて検討することにより、基準に適合する施設整備の加速化を図る。 ● 交通バリアフリー教室の開催 7ヶ所で開催予定（青森市、宮古市、二戸市、仙台市、秋田市、上山市、福島市）
	● 交通バリアフリープロモーター派遣 基本構想策定予定の１１市町村を対象として１０月から３月にかけて本局・支局

平成16年度の達成状況	職員を派遣し、基本構想の策定を促した。 ● バリアフリー化緊急改善プロジェクト 関係者との調整がつかず協議会の設置はできなかったが当局職員と交通事業者にて駅施設を点検した。 ● 交通バリアフリー教室の開催 平成16年 5月26日、宮古市において開催（観光従事者24名） 平成16年 9月10日、仙台市において開催（運輸局職員40名） 平成16年 9月27日、二戸市において開催（二戸市立石切所小学校4年生47名） 平成16年10月 6日、青森市において開催（青森市立古川小学校5年生46名） 平成16年10月 7日、福島市において開催（福島市立清明小学校5年生34名） 平成16年10月12日、天童市において開催（天童市立南部小学校5年生114名） 平成16年10月29日、秋田市において開催（秋田市立土崎小学校4年生44名） 平成16年11月11日、仙台市において開催（仙台市立新田小学校6年生88名） 平成16年11月15日、福島市において開催（交通事業者従業員26名） 平成16年12月22日、青森市において開催（交通事業者従業員28名） ● 仙台市の基本構想策定委員会等に委員等として参画した。
平成16年度の評価	● 交通バリアフリープロモーターとして基本構想策定の必要性を説明し、雫石町において17年度から基本構想策定へ着手する旨の回答を得ることができた。 ● 交通バリアフリー教室については、参加者より困っている人を見かけたらお手伝いしたいなどの感想があり、また、マスコミにも取り上げられていることから開催主旨である啓蒙・啓発がはかられた。 ● 東北地方交通バリアフリー法関係地方機関連絡会議は、本省の会議が未開催のため開催しなかった。

1-1.2-（2）⑨

施策名			
	大事項	**1.地球温暖化防止対策に対する取り組み**	交通環境部
	中事項	**1. 2環境負荷の小さい交通体系の構築**	
	小事項	**（2）公共交通機関の利用促進**	

⑨ 交通アドバイザー会議の開催

交通施策全般に関する利用者ニーズを把握し、公共交通の利用促進につながるような施策への反映、交通サービスの改善等を図るため、交通アドバイザー会議を開催する。

実施計画	
平成17年度の計画	● 各運輸支局主催により年1回～2回開催予定。（延べ8回開催予定） ● 会議で出された意見・要望等のフォローアップを行う。 ● アドバイザーからの意見・要望について、可能な対応策を検討する。 ● 運輸局等の施策に反映できるような事案を抽出し、課題等を整理する。 ● 社会が必要としている公共交通等に関する個別テーマを決め、各交通アドバイザーから意見・提言をいただき交通事業者及び地方自治体等の対応策等について確認し、課題等を整理する。 ● 整理した課題等について、関係機関等で検討する。 ● アドバイザー座長会議を開催し、改善事例及び今後の課題等について意見・交換を行う。

の平計成画16年度	● 各運輸支局主催により年1回～2回開催予定。（延べ8回開催予定） ● 運輸局等の施策に反映できるような事案を抽出し、課題等を整理する。 ● 社会が必要としている公共交通等に関する個別テーマを決め、各交通アドバイザーから意見・提言をいただき交通事業者及び地方自治体等の対応策等について確認し、課題等を整理する。 ● 整理した課題等について、関係機関等で検討する。
の平達成成16状年況度	● 各運輸支局主催により年1回開催した。（6回開催） ● 会議で出された意見・要望等のフォローアップを行った。 ● 運輸局等の施策に反映できるような事案を抽出し、課題等を整理した。 ● 交通事業者及び地方自治体等の対応策等について確認し、課題等を整理した。
の平評成価16年度	● 各地域における消費者ニーズをとらえることができた。 ● 整理した課題等については、共通の認識として把握するにとどまった。

1.3各界各層の取り組み

低公害車の普及促進、エコドライブの啓発･促進等に向けて、各界各層において以下のような取り組みがされている。

① **低公害車導入促進等協議会（1-1.1-（1）①に前掲）**

② **東北地区エコ・トラック推進協議会（1-1.1-（1）②に前掲）**

③ **青森市総合交通対策協議会**

青森市の交通諸問題を解決するため、時差通勤等の交通需要マネジメント施策を含む各種方策を総合的な視点に立ち検討を行っている。

④ **奥入瀬渓流利用適正化協議会**

十和田八幡平国立公園の奥入瀬渓流を中心とする区域の環境保全のため、当区域における交通規制の具体的推進及びこれに伴う諸問題の解決策の検討を行っている。

⑤ **青森県渋滞対策推進協議会**

青森県内の都市における慢性的な渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、関係機関相互の調整を図りつつ、渋滞対策について総合的な整備計画を策定することを目的とし、各種渋滞対策の検討、実施を行っている。

⑥ **岩手県渋滞対策推進協議会**

岩手県内の主要都市における慢性的な渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、関係機関相互の調整を図りつつ、渋滞対策について総合的な整備計画を策定することを目的とし、各種渋滞対策の検討、実施を行っている。

⑦ **総合交通施策懇話会**

盛岡における交通施策のあり方について、将来にわたって総合的、体系的な視点から、広く意見を聴くとともに、具体的な施策の推進に、市民と関係機関が一体となって取り組んでいる。

⑧ **盛岡市快適通勤連絡会議**

「マイカー通勤自粛」、「ノーマイカーデー」などのソフト施策については、短期的に効果が期待できることから、マイカー通勤の転換に努め、時差出勤、交通規制、バス運行の効率化などの総合的な検討を行い、快適通勤の実現を目指している。

⑨ **いわてクリーンエネルギーフェア2005**

環境とエネルギーの調和に向けて、新エネルギーの導入、省エネルギーの推進等を目的に、パネル展示、エコ・福祉車両の展示、体験コーナー等のイベントを開催。

⑩ **早池峰地域自動車利用適正化部会**

早池峰山登山シーズン時の路側駐車による交通渋滞解消のため大迫町岳地内～川井村江繋地内間の車両乗り入れを規制し、バスによる代替輸送を行っている。（期間：6 月上旬から 8 月上旬の土・日曜日）

⑪ **宮城県自動車交通公害対策推進協議会**

自動車交通に伴う大気汚染や騒音などの問題を改善し、道路周辺の生活環境をより健全なものとするため、環境目標値を定め目標達成に向け各種の施策を推進する。

⑫ **宮城県自動車交通公害対策懇談会**

宮城県自動車交通公害対策推進協議会で定めた宮城県自動車交通公害防止計画に基づき、民間や学識経験者等の立場から各種施策の効果的な対策のあり方等について意見交換・懇談を行い、県は懇談会に対し意見を聴取する。

⑬ **仙台市地球温暖化対策推進協議会**

平成 14 年５月に全面改定した地球温暖化対策推進計画の核となる組織として、計画の進行管理を行いながら、市民・事業者・行政等各主体の自発的な行動をうながし、地域からの脱温暖化の行動へとつなげ、持続可能な社会の構築を目指している。

⑭ 秋田県新渋滞対策推進協議会

秋田県内の主要都市における慢性的な渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、渋滞対策について総合的な整備計画を策定する。

⑮ 秋田駒ケ岳登山利用適正化協議会

秋田駒ケ岳の自然環境を保全し、利用者の快適性と安全確保を図るため、毎年夏山シーズンにマイカーの進入禁止とバス代替輸送を行っている。

⑯ 山形県渋滞対策推進協議会

山形県内の主要都市における慢性的な渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、関係機関相互の調整を図りつつ、渋滞対策について総合的な整備計画を策定する。

⑰ 山形県使用済み自動車等適正処理推進協議会

山形県下における自動車販売、整備及び自動車関連事業場において、使用済み自動車、廃品部品、フロン及び産業廃棄物の適正処理並びにリサイクル部品等の利用促進を図ると共に環境保全に努め、以って資源循環型社会の形成に寄与する。

⑱ 福島県ディーゼル車排出ガス対策推進会議

福島県内におけるディーゼル車の低公害化を図り、ディーゼル車による大気汚染防止とその普及啓発の推進を図ることを目的としている。

⑲ 2005グリーン購入推進キャンペーン

10 月を「グリーン購入推進月間」とし、福島県内の小売店等が参加して、消費者にグリーン商品・製品の購入を呼びかけを行い、グリーン購入の普及啓発を重点的に図る。

⑳ 福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会

尾瀬地区の自然環境を保全するため、通年、御池～沼山峠口間のマイカー等の進入の禁止、低公害バスの導入、アイドリングストップの徹底等の取り組みを推進している。

- 雄国沼自動車利用適正化連絡協議会

磐梯朝日国立公園の雄国沼周辺の自然環境を保全するため、平成１７年の観光シーズンの６月から８月までマイカー入山規制と代替シャトルバス運行を行う（平成１６年１１月設立)。

２．自動車等からの排出ガスによる大気汚染等の道路交通環境問題

(国の動き)

新型車の排出ガス対策

○ガソリン自動車

平成12年,13年,14年規制(新短期規制)としてＣＯ、ＨＣ、ＮＯｘの排出基準の強化、耐久走行要件の強化、車載式故障診断(ＯＢＤ)システムの装置義務付け等を実施している。

また、平成17年10月から世界最高水準の規制として、排出ガス規制値をさらに５割～８割低減させた新長期規制を実施することとしている。

○ディーゼル車

平成14年,15年,16年規制(新短期規制)としてＣＯ、ＨＣ、ＮＯｘ、ＰＭの排出基準の強化、耐久走行要件の強化を実施している。

また、「平成19年頃を目途に更に排出ガスを１／２程度に低減することを目標に技術開発を進めることとされていた新長期規制の２年前倒し、新短期規制より窒素酸化物を１／２程度低減、粒子状物質を１／２以下に低減」等を内容とする中央環境審議会第４次答申に基づき、平成17年10月から世界最高水準規制として排出ガス規制値をさらにＮＯｘで５割、ＰＭを８割(重量車の例)低減させた新長期規制を実施することとしている。

使用過程車の排出ガス対策

○ＮＯｘ・ＰＭ 法

平成4年に成立した自動車ＮＯｘ法については、目標年度とされていた２０００年度において環境基準を概ね達成することが困難な状況となったことから、対象物質の拡大(粒子状物質の追加)、特定地域の拡大(名古屋地域等)、対象車種の拡大(ディーゼル乗用車の追加)、事業者に対する指導等の強化、排出ガス基準の強化等の見直しを内容とする中央環境審議会答申に基づき、関係法令の改正が行われ、平成14年10月から施行されている。

○排出ガス低減装置関係

使用過程車に装着し、ＮＯｘ及びＰＭを低減する低減装置の開発を促進するため、平成14年1月創設された「粒子状物資低減装置性能評価制度」を拡充し、「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価制度」を平成14年8月に創設した。

○新たな排出ガス検査手法

使用過程車の新たな排出ガス検査手法の導入を図るため、現在、京都南検査場に簡易型シャシダイナモメータ等を設置してＮＯｘ、ＰＭ等のデーターを収集するための実証試験を実施している。

施策名	大事項	2.自動車等からの排出ガスによる大気汚染等の道路交通環境問題	自動車技術安全部
	中事項	2.1自動車単体対策	
	小事項		

① ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーンの実施
使用過程車からの黒煙の低減に取り組むため、自動車関係団体の協力のもと、キャンペーンを実施する。

	実　施　計　画
平成17年度の計画	● バス・トラック運送事業者による自動車の自主点検の実施。 ● 市民からの迷惑相談窓口（黒煙110番）を運輸支局に引き続き設置する。 ● 自動車整備事業者において、使用者に対する点検指導、燃料噴射ポンプのチェック、エアークリーナーの清掃又は交換を実施する。 ● バス・トラック事業者において、運転者に対して急発進、急加速等を避けた無理のない運転方法について指導を行う。 ● 黒煙に対する街頭検査の重点実施。 〔重点実施期間〕 平成17年6月 1日～ 6月30日 平成17年10月1日～ 10月31日
平成16年度の計画	● 運送事業者による自主点検 バス・トラック事業者において、自動車の自主点検を実施する。 ● 黒煙110番の設置 走行中に黒煙を著しく排出する車両について、市民からの迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）を運輸支局整備課窓口に設置し、通報のあった自動車の使用者等の指導を実施する。 ● 自動車整備事業者の取り組み 自動車整備事業者において、使用者に対する点検指導、燃料噴射ポンプのチェック、エアークリーナーの清掃又は交換を実施する。 ● 運転者に対する指導 バス・トラック事業者において、運転者に対して急発進、急加速等を避けた無理のない運転方法について指導を行う。 ● 黒煙に対する街頭検査の重点実施 〔重点実施期間〕 平成16年6月 1日～ 6月31日 （燃料噴射ポンプの封印の取り外し等による黒煙の悪化車両を排除させることを重点に実施） 平成16年10月1日～10月31日 （自動車使用者等に適切な点検・整備等の必要性の説明及び指導することを重点に実施）
平成16年度の成	● 黒煙に対する街頭検査の重点実施 〔実施結果〕 ・平成１６年６月１日～６月３０日 ディーゼル黒煙測定台数５２２台(乗用車８９台、トラック３５７台、ダンプカー２０台、その他５６台)、整備命令書交付(不適合)１０台 ・平成１６年１０月１日～１０月３１日 ディーゼル黒煙測定台数３８４台(乗用車１０９台、トラック２０５台、ダンプ

状況	カー３０台、その他４０台)、整備命令書交付(不適合)２台 合計　ディーゼル黒煙測定台数９０６台、整備命令書交付（不適合）１２台 ・黒煙１１０番の設置 迷惑通報件数１件、ハガキ等による指導件数０件 ・運転者に対する指導 街頭検査において、パンフレット及び黒煙濃度チャート紙を運転者に配布して、自動車の適正使用及びエコ・ドライブ等の指導を行った。 ・運送事業者による自主点検 バス、トラック事業者において、自動車の自主点検を実施した。 ・自動車整備事業者の取り組み 入庫したディーゼル車の使用者に点検の指導、燃料噴射ポンプのチェック、エア ・クリーナ・エレメント等の清掃を重点的に行った。
平成16年度の評価	● 自動車関係団体の協力を得ながら、街頭検査の実施（運動期間中３９回実施)、運送事業者による自主点検の実施、整備事業者による入庫車の燃料噴射ポンプ等の重点的な点検の実施、運転者に対するパンフレット配布等による啓蒙及び迷惑黒煙通報制度等により一定の効果を上げた。 より一層の効果を得るためには、当該取組を継続していく必要がある。

2-2. 1-②

施策名	大事項	**2.自動車等からの排出ガスによる大気汚染等の道路交通環境問題**	自動車技術安全部
	中事項	**2.1自動車単体対策**	
	小事項		

② 街頭検査の実施

運輸支局等が必要に応じてディーゼル車両等の街頭検査を実施。不正改造車・整備不良車両に対し整備命令を発令する。

実　施　計　画

平成17年度の計画	● 街頭検査実施予定回数　150回 特に、ディーゼル車の黒煙については、「DSクリーンキャンペーン」(6，10月）において集中的に実施する。
平成16年度の計画	● 街頭検査実施予定回数　172回 特に、ディーゼル車の黒煙については、「DSクリーンキャンペーン」(6，10月）において集中的に実施する。
平成16年度の達成状況	● 街頭検査の実施回数　１２１回 ● 検査車両数　１７，１０３台 ● 不良車両数　１，８７９台 ● 整備命令発令件数　２７７台

の平評価16年度	● 街頭検査を、自動車検査独立行政法人の協力を得ながら、各支局積極的に実施した。 実施回数は計画を下回っているが、これは、大型車を対象とした街頭検査をする必要があり、場所等の制約があったことによる。なお、検査件数はほぼ前年度なみであった。（平成１５年度１７，４７１台） 特に、ディーゼル車の黒煙については、「ＤＳクリーンキャンペーン」(６,１０月)期間中に３９回実施し効果をあげた。

2-2. 1-③

③ オムニバスタウン整備総合対策事業補助によるＣＮＧバスの導入（1-1.1-（1）⑤に前掲）

2-2. 1-④

④ 事業用低公害車の導入促進及び支援措置（1-1.1-（1）⑤に前掲）

2-2. 1-⑤

⑤グリーン経営の推進（1-1.1-（1）⑥に前掲）

2. 2 交通流対策

2-2. 2-①

① モーダルシフト（1-1.2-（1）①に前掲）

３．循環型社会の形成に向けた取り組み

（自動車交通部・自動車技術安全部・海上安全環境部・海事振興部）

循環型社会の構築に当たっては、リサイクル・廃棄物処理施設の整備に伴い発生する廃棄物や再生資源の輸送(静脈物流)について、環境負荷の少ないものとすることが必要である。そのためには、リサイクル・廃棄物処理施設の計画段階から静脈物流のあり方を合わせて検討の上、必要なインフラ整備等を実施することが不可欠である。東北運輸局では自動車リサイクル、FRP船リサイクル等に取り組むこととしている。

(1)自動車リサイクル（自動車技術安全部）

(国の動き)

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）及び改正道路運送車両法（ともに平成14年7月成立）が平成17年1月1日施行。これにより、自動車リサイクル法に従って適正に解体処理されたことを確認し、改正道路運送車両法により永久抹消登録が行われることになり、使用済み自動車のリサイクル促進及び不法投棄防止が一貫して行われることとになった。

3-(1) - ①

施策名	大事項	3.循環型社会の形成に向けた取り組み	自動車技術安全部
	中事項		
	小事項	(1)自動車リサイクル	

① 自動車抹消登録業務によるリサイクルの実施の担保

新たな抹消登録方式を運用することを通じて自動車リサイクルの実施を担保する。

実施計画	
平成17年度の計画	● 新制度の情報システムの構築と、支局等を通じて自動車関係業者やユーザーに対する説明・周知を徹底する。
平成16年度の計画	● 制度の情報システム構築や試験運用期間について、支局等を通じて自動車関係業者やユーザーに対する説明・周知等の準備を進めることとする。
平成16年度の達成状況	● 平成１７年１月から、自動車が適正に解体処理されたことを確認して行う永久抹消登録を初めとする新抹消登録制度が施行された。 ● 自動車リサイクル法に基づき、平成１７年２月から運輸支局・自動車検査登録事務所の窓口で、新規検査・登録及び継続検査等の際に自動車リサイクル料金の預託確認業務を開始した。 ● 改正道路運送車両法の円滑な導入に向けて、運輸局、運輸支局において自動車関係団体等に対する説明会を開催して周知徹底を図った。
平成16年度の評価	● 改正道路運送車両法及び自動車リサイクル法の制度の概要については周知が図られた。今後、引き続き一般ユーザー等に対し説明・周知を図る必要がある。

施策名	大事項	3.循環型社会の形成に向けた取り組み	自動車技術安全部
	中事項		
	小事項	(1)自動車リサイクル	

② 自動車整備事業者における対応

自動車整備業界の環境問題への取り組みとして、使用済み自動車適正処理が緊急の課題となっている中、自動車リサイクル部品等の使用促進、使用済自動車管理票（マニフェスト）の確実な交付に加え、カーエアコン用フロンの確実な回収など環境対策に積極的に取り組む。

実施計画	
の平成17年度計画	● 自動車リサイクル法が本格施行されたことにより、自動車整備業界の社会的役割は一段と大きなものとなっており、使用済み自動車の適正処理に向けて整備事業者に対して、工場監査及び各種研修会等あらゆる機会を活用して、循環型社会の形成に向けた取り組みの指導に努める。
の平成16年度計画	● 自動車整備業界の環境問題への取り組みとして、使用済み自動車適正処理が緊急な課題となっていることから、整備事業者に対して、工場監査や各種研修会等あらゆる機会を活用して、環境問題への意識の高揚を図るとともに、自動車リサイクル部品等の使用促進、使用済自動車管理票（マニフェスト）の確実な交付に加え、カーエアコン用フロンの確実な回収など積極的な環境対策への指導に努める。
の平成16年度達成状況	● 自動車リサイクル法の平成１７年１月本格施行に向けて、整備事業者に対して工場監査及び各種研修会等を活用して、使用済み自動車の適正処理等について説明・指導を行なった。 ・カーエアコン用フロン引取り、回収の登録業者数　(平成１６年１２月末現在) 引取業者数　ー　５，９３１者(対前年比１２７％) 回収業者数　ー　２，７１５者(対前年比１０９％) ・自動車整備事業者に対する研修、工場監査 研修会の実施回数　２１７回　　研修会出席者数　２３，４７６名 工場監査実施数　４，００１工場
の平成16年度評価	● 整備事業者、自動車検査員、整備主任者等に対し、各種研修会等において使用済み自動車の適正処理等の取り組みへの推進に努めた結果、フロン引取り、回収の登録業者数が増加した。 ● 平成１７年１月本格施行の自動車リサイクル法は、各種研修会等の成果により円滑に導入された。

3-(1)－③

施策名	大事項	3.循環型社会の形成に向けた取り組み	自動車技術安全部
	中事項		
	小事項	(1)自動車リサイクル	

③ 環境に優しい自動車整備工場に対する顕彰制度の推進

自動車整備事業者等の環境問題への取り組みをいっそう促進するため、使用済自動車の処理、自動車リサイクル部品の積極的な活用やカーエアコンからのフロンの回収など環境対策に積極的に取り組んでいる事業者を顕彰し、公表する。

実施計画	
平成17年度の計画	● 管内全ての県において事業者を顕彰し公表するとともに、支局長表彰を３回受賞した事業者を対象とする東北運輸局長表彰の受賞者が誕生するよう、取り組みを継続する。 ● 自動車リサイクル法が本格施行されたことから、「環境に優しい自動車販売・整備事業場表彰審査基準」を見直すこととする。
平成16年度の計画	● 工場監査、各種研修会の機会を活用して。整備事業場における自動車リサイクル等の取り組みを説明・指導するほか、表彰に向けた取り組みの支援を行なう。 ● 自動車整備事業者等の環境問題への取り組みを一層促進するため、自動車リサイクル部品の積極的な活用やカーエアコンからのフロン回収など環境対策に積極的に取り組んでいる事業者を顕彰し公表する。
平成16年度の達成状況	● 管内５支局において、環境対策に積極的に取り組んでいる４３事業場に対して支局長表彰を行なうとともに、ホームページ上の公表とプレス対応による公表を実施した。
平成16年度の評価	● 青森、宮城、秋田、福島の各県において、初の支局長表彰が行なわれ、環境対策に積極的に取り組んできた事業者が適切に評価され、今後の自動車リサイクルに向けて効果的であるとともに、表彰を受けていない事業者においても本顕彰制度が理解されてきている。 ● 山形県の被表彰者１２事業場のうち４事業場が２年連続受賞となった。

(2) FRP船リサイクル（海事振興部・海上安全環境部）

（国の動き）

平成12年度から「FRP廃船高度リサイクルシステム構築プロジェクト」を実施。リサイクルやリユースに係る技術開発、関係者の役割分担や費用負担の明確化等の課題を平成15年度までに克服し、平成17年度にリサイクル制度の運用開始を目指す。

3-(2)－①

施策名	大事項	3.循環型社会の形成に向けた取り組み	海事振興部 海上安全環境部
	中事項		
	小事項	(2)FRP船リサイクル	

① 小型船舶の登録の適正な実施

リサイクル制度開始に備え、所有者の明確化を図り、処分費用負担問題やプレジャーボート放置問題に対応するため、小型船舶登録法に基づくプレジャーボート等の適正な登録を推進する。

実　施　計　画	
の平成17年度計画	● ＦＲＰ船リサイクルシステムについては、廃棄物処理法の広域認定制度を活用した、メーカー自主プログラムによる処理方法で行うこととなった。 平成１７年度中に、在籍船の多い西日本で地域限定のリサイクル運用が開始されるため、その実施状況を見ながら１９年度までに、全国展開される。 運輸局としては、管内の自治体、関連事業者、関係機関との情報交換を密にし、実施準備を行う。 ● 登録制度を活用した積極的な放置艇対策の実施、プレジャーボートの適正な利用を図るための周知・啓発活動を実施する。 ● 平成17年4月1日までに小型船舶登録法に基づく登録を実施することとなったいたが、総ての小型船の登録が完了してしていないことから、漏れがないよう引き続き登録促進の周知活動を実施していくこととする。
の平成16年度計画	● 現存船は法の経過措置により、平成17年4月1日までに登録を実施することとなっており今年度が経過措置の切れる最後の年度となる。前年度に引き続き各種イベント、講習会等の場を活用し、漏れの無い様登録の促進の周知啓発活動を実施する。
の平成16年度達成状況	● 小型船舶検査機構と連携し、法省令の周知、登録の促進に努めた。 ● ボートショー、講習会等の各種イベントにおいてパンフレットの配布、広報活動を実施した。 ● 小型船舶は概ね７５％の船の登録が完了している。
の平成16年度評価	● 特段の問題もなく、登録は順調に推移した。

3-(3)

(3) グリーン経営の推進（1-1.1-（1）⑥に前掲）

４．海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策（海上安全環境部・海事振興部）

近年沿岸において発生する大規模油流出事故や放置座礁外国船の背景には、海上人命安全条約（SOLAS条約）・海洋汚染防止条約（MARPOL条約）等の基準を満たさない船舶（サブスタンダード船）の存在が大きな要因となっている。これらのサブスタンダード船を排除するため、日本に寄港する外国船舶が条約の基準を満たしているかどうかを立入り検査する外国船舶監督業務（ポート・ステート・コントロール：PSC）を強力に実施する。

一方、海洋汚染防止の防止についても国際的に規制強化の声が高まり、海洋汚染防止条約の規制対象の範囲が順次拡大され、平成17年5月より、船舶から排出される大気汚染物質等も対象となり、窒素酸化物の排出低減を図った原動機の設置、硫黄酸化物の排出低減を図る燃料の使用、タンカー等の船舶の揮発性有機化合物質の放出禁止、等々が規制され、国際的な取り組みが一段と強化された。このため、海洋汚染防止に関する国民の理解の増進を図るとともに、危険物積載船舶及び旅客船等の立入り点検を実施し、適切な監督指導を図っていくこととする。

また、平成14年度から「小型船舶の登録に関する法律」が施行されているが、17年4月1日が経過措置の最終期限となっており全ての現存船舶が登録を終えることになった。登録の完了に伴い小型船舶の所有者が把握できることから、所有船舶の適正な保管場所への誘導、不法投棄の未然防止など、制度を活用した積極的な放置艇対策を実施し、プレジャーボートの適正な利用を図るための周知・啓発活動を実施する。

4-(1)-①

施策名	大事項	4. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策	海上安全環境部
	中事項		
	小事項	(1)海洋環境保全	

① 外国船舶の監督（PSC）の強力な実施

我が国の港湾に入港した外国船舶に対し、船体の構造、海洋汚染防止設備等の保守点検及び油排出の処理・管理状況等についてPSCを強力に実施し、サブスタンダード船による海難事故や違法な油の排出等による我が国沿岸の海洋汚染の防止を図る。

実施計画	
の平成17年度計画	● ポートステートコントロール（PSC）を実施する。 目標隻数630隻
の平成16年度計画	● ポートステートコントロール（PSC）を実施する。 目標隻数590隻
の平成16年度達成状況	● ポートステートコントロールを６２６隻実施した。
の平成16年度評価	● 「船舶及び港湾施設の保安のための国際コード(ISPS CODE)」が7月1日に発効。 7月～9月に集中実施し、目標の590隻を36隻上回る626隻にPSCを実施した。

4-(1)-②

施策名	大事項	4. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策	海上安全環境部
	中事項		
	小事項	(1)海洋環境保全	

② 外航船の船主責任保険（ＰＩ保険）への加入確認

船舶油濁損害賠償保障法が改正され、平成17年3月から日本の港へ入港する外航船は船主責任保険（ＰＩ保険）への加入が義務付けられ、無保険または十分な填補内容の油濁保障の保険に加入していない船舶は入出港することができなくなった。入出港予定船舶が保険に加入しているかどうかの把握に努めることとする。

実施計画	
平成17年度の計画	● 有効な船舶油濁損害賠償保険に加入していない船舶の入出港情報の把握に努める。
平成16年度の達成状況	● 17年3月の１ヶ月間、入出港する外国船に集中的に立入検査を実施し、有効な保険に加入しているかどうか確認に努めた。
平成16年度の評価	● 事前に船主等に対し改正船舶油濁損害賠償法の施行を十分にPRしていたため、無保険船舶及び不十分な填補内容の油濁保障の保険に加入していた船はなかった。

4-(1)-③

施策名	大事項	4. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策	海上安全環境部
	中事項		
	小事項	(1)海洋環境保全	

③ 危険物運搬船への立入り検査の強化

危険物運搬船については、海難事故が発生した場合、積荷等の流出により重大な海洋汚染を引き起こす危険性が高いため、従来から荷主等の協力を得て重点的に立入検査を実施してきたが、今後も継続して立入検査を実施することにより、事故の未然防止と海洋環境の保全を図る。

実施計画	
平成17年の計画	● 危険物運搬船への立入り検査隻数（目標）： 45 隻 ● 年度計画を作成し、四半期ごとに立ち入り状況を把握する。

度	
の平計成画16年度	● 危険物運搬船への立入り検査隻数（目標）： 45 隻
の平達成成16状年況度	● 危険物運搬船への立入り検査隻数： 32 隻
の平評成価16年度	● 新たな業務が発生したことにより目標隻数には達しなかったが、今後とも事故の未然防止のため引き続き立ち入り検査を充実させていくこととする。

4-(2)-①

施策名	大事項	4. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策	海上安全環境部
	中事項		
	小事項	(2)海洋汚染防止に関する周知・啓蒙	

① 海洋防止設備に関する国民の理解増進、周知・啓蒙の強力な実施

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律が平成１７年５月１９日より一部改正され、船舶からの大気汚染の防止規制が施行される。この規制に伴い、原動機、オゾン層破壊物質を含む装置・設備、船舶発生油等焼却設備・条約証書等の検査が執行されるので、国際的な取り組みの動向及び我が国の法体系や規制内容について国民に理解をしてもらうことが重要である。

実　施　計　画

の平計成画17年度	● 海洋汚染防止法・省令改正の周知徹底を図るため、問い合わせや打ち合わせ、あるいは窓口での申請受付時に啓蒙用パンフレットを配布するとともに、掲示板を利用し周知徹底を図っていくこととする。 ● 船舶への臨検の際に規制を確認しながら、船主・造船所・エンジンメーカーに対し規制内容を説明して大気汚染防止規制の浸透を図っていくこととする。
の平計成画16年度	● 海洋汚染防止法・省令改正説明会を開催予定。 ● 旅客船の立入点検の確認項目に海洋汚染防止設備の確認、船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項等の掲示の確認を追加し、海洋環境保全に対する意識の高揚に努める。
の平達成成16状年	● 海洋汚染防止法・省令改正説明会を本局にて３回実施した。 ● 春期旅客船の安全総点検を実施して全船の汚染防止設備の確認を行うとともに海洋の環境保全に関する指導に努めた。

況度	
の平評成価16年度	● 船舶で発生する廃棄物の排出に関して、遵守すべき事項等の掲示は法定検査の対象となっていないことから、船員等の意識高揚の上で非常に有意義であった。

4-(2)-②

施策名	大事項	4. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策	海事振興部
	中事項		
	小事項	(2)海洋汚染防止に関する周知・啓蒙	

② 東北地区舟艇利用振興対策連絡会議の開催

舟艇の利用にあたって、保管場所の確保や廃船処理体制の整備等の諸問題の解決のため関係省庁、地方自治体、関係団体を含む関係機関相互の連絡調整を図る。

実施計画	
の平計成画17年度	● 引き続きプレジャーボートに関する諸問題及び振興対策を推し進めるため、東北地区舟艇利用振興対策連絡会議を開催する。 ● 必要に応じ、県別の舟艇対策会議を開催したい。
の平計成画16年度	● 舟艇の利用にあたって、保管場所の確保や廃船処理体制の整備等の諸問題の解決等のため関係官庁、地方自治体、関係団体を含む関係機関相互の連絡調整を図る。会議での説明事項や報告事項をできるだけ絞りこむこととし、放置艇対策と並行した振興対策を推し進める。 ● 放置艇対策及び舟艇の振興対策を推し進めるため、関係官庁、地方自治体、関係団体から成る東北地区舟艇利用振興対策連絡会議を開催する。
の平達成成16状年況度	● 第９回東北地区舟艇利用振興対策連絡会議を１１月１６日に開催し、プレジャーボートの利用振興を巡る取り組みについての海事局報告、小型船舶操縦制度の一部改正について、港湾施設の保安の確保について、海難の現状と防止について及び利用振興について、業界、自治体の取り組みについて紹介、情報交換を行った。 ● 岩手県において、フィッシャリーナをはじめとする漁港の有効活用について意見交換を行った。
の平評成価16年度	● 東北地区舟艇利用振興対策連絡会議は年１回の会議であり、東北６県の多数の関係者による会議のため、十分な情報交換の場とは言えなかったと思う。 ● 県単位での意見交換の内容は、より具体的で有意義なものであった。

4-(2)-③

施策名	大事項	4. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策	海事振興部
	中事項		
	小事項	(2)海洋汚染防止に関する周知・啓蒙	

③ 「プレジャーボート何でも相談」窓口の設置
舟艇利用者に対し、保管場所、廃船処理等に関する情報提供を行うとともに、利用者の意見を的確に把握するよう努める。

実施計画	
の平成17年度計画	● 前年度に引き続き、東北ボートショーへ参加し、「プレジャーボートなんでも相談窓口」を設けユーザーへの情報提供を図っていく。 ● ホームページの充実を図り、ユーザーの意見把握に努める。
の平成16年度計画	● 舟艇利用者に対し、保管場所、廃船処理等に関する情報提供を行うとともに、使用者の意見を的確に把握するよう努める。 ● ホームページの充実、リーフレットの配布など広報対策を図り、相談窓口に関する認知度を高めると共に関連団体等の懇談会などを利用して周知を強化する。
の平成16年度達成状況	● マリン事業協会主催の東北ボートショーにブースを出展し、「プレジャーボートなんでも相談窓口」を設け、相談に応じた。また、「プレジャーボートなんでも相談窓口」設置リーフレットの配布を行った。会場での相談件数は１７件であった。 ● 自治体からは、ＦＲＰ船リサイクルシステムについての電話相談が、比較的多かった。
の平成16年度評価	● 東北ボートショーでの「プレジャーボートなんでも相談窓口」は件数は少かったものの、ユーザーには喜ばれた。 ● 相談のあった自治体には、その後も情報を提供し、喜ばれている。

4-(2)-④

④ 小型船舶の登録の適正な実施（3-(2) - ①に前掲）

4-(2)-⑤

⑤ グリーン経営の推進（1-1.1-（1）⑥に前掲）

みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

お問い合せ先：東北運輸局交通環境部
環境・安全防災課

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1番地
仙台第4合同庁舎
電話　022－791－7509
FAX　022－791－7539
ホームページ http://www.tht.mlit.go.jp/